

令和3年12月1日
福岡市美術館

福岡市美術館施設の利用料返還について

これまで新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型コロナウイルスを理由とした施設利用の取止めを行った場合、施設利用料の全額返還を行っていましたが、**令和3年12月1日**から通常の利用に戻りましたのでお知らせいたします。

原則として、一度納められた使用料は返還できません。但し、下記の場合は返還いたします。

1. ギャラリー

- (1) 利用開始日の3ヶ月前までに利用取止め届を提出された場合
 - ・使用料の5割相当額を返還

2. ミュージアムホールなどの施設について

- (1) 利用日開始日の10日前までに利用取止め届を提出された場合
 - ・使用料の全額を返還
- (2) 利用開始日の5日前までに利用取止め届を提出された場合
 - ・使用料の5割相当額を返還

※再度、感染拡大により緊急事態宣言等が発出された場合は、取り扱いを変更する可能性があります。